

## 長寿医療（後期高齢者医療） 保険料

一部の方は年金天引きから口座振替への変更が可能に

平成20年6月12日の政府・与党決定に基づき、長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料納付方法において、次の条件に当てはまる方は手続きをしていただくことで「年金天引き」から「口座振替」に変更することが可能となります。

**口座振替に  
変えることができる方は：**

今年4月より年金から天引きされている方、または本年10月から年金天引きとなる見込みの方のうち、次のいずれかの要件を満たす方。

- ①国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人の口座から）
- ②世帯主または配偶者がいる年金収入が180万円未満の方（世帯主または配偶者の口座から）

**手続き方法「まず相談を」**  
金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きを行っていただく前に、要件

確認ください。

市民環境課国保年金係に申し出された後、速やかに10月分の年金天引き中止の手続きを行います。8月15日を過ぎて申し出された場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、申し出いただく時期により12月分以降の年金天引き中止となりますので予めお願いいたします。

**口座振替への切替時期は  
申出の時期により異なります**

8月15日までに申し出いただいた場合、10月から口座振替になります。その際には、10月上旬頃に今後の納期が記載された納入通知書を送付しますので、ご確認

### 長寿医療（後期高齢者医療）制度

#### 20年度分保険料の軽減割合が拡大されます

長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料の軽減について見直しがされ、平成20年度においては、表のと

- 20年度 軽減対象・軽減割合**
- 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方  
⇒一律 8.5割軽減
  - 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方  
⇒所得割額を一律5割軽減

おり経過的な軽減対策がとられることとなりました。この軽減対策に該当する方には、軽減後の保険料のお知らせを8月以降に送付いたしますので、ご確認ください。  
※改めて手続きをしていただく必要はありません。  
**お問い合わせ先**  
市民環境課国保年金係  
☎3111  
内線153154

## 長寿医療（後期高齢者医療）制度加入の皆さんが対象 人間ドック検査費用補助のお知らせ

市では長野県後期高齢者医療制度に加入している方が人間ドックを受診した場合、検査費用について一部補助を行っております。補助の対象者は次の①～③のすべてを満たす方です。

- 対象条件**
- ①長野県後期高齢者医療制度加入者
  - ②市で行う後期高齢者健康診査を受けていない方
  - ③人間ドックの検

査結果を提供できる方  
**補助金額** 5000円  
（1泊2日ドック、日帰りドックとも同額）  
**申請に必要なもの**  
①検査結果 ②領収書  
③長野県後期高齢者医療保険証 ④印鑑 ⑤振込先のわかるもの（郵便局以外）  
**手続き・お問い合わせ先**  
保健福祉課健康増進係  
☎3111 内線182

## 長寿医療制度に伴い社会保険等の扶養から国保に加入された方 一部の世帯は申請により保険料が減免されます

長寿医療（後期高齢者医療）制度により、新たに国民健康保険に加入し保険料を負担することになった方で、次の項目の両方に当てはまる場合に限り、国民健康保険税の一部が減免になります。減免を受けるには申請が必要です。該当される方は税務課までご連絡ください。

- 対象条件**
- ①社会保険等に加入していた方が、長寿医療保険に移行していること
  - ②国民健康保険に加入した方が65歳から74歳で、加入する前日まで①の方の社会保険等の扶養になっていたこと
- 減免期間** 国民健康保険に加入した月から最長2年間
- 減免対象** 所得割額、資産割額、均等割額、平等割額（世帯構成により減免の対象・減免額は異なります）
- お問い合わせ**  
税務課市民税係 ☎62-3111 内線161、162

## 入院時に窓口で支払う医療費を軽減

現在の認定証の有効期限は7月末

# 「限度額適用認定証」の更新手続きを！

国保に加入の  
70歳未満の方が対象

入院により支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、その後の申請により自己負担限度額との差額が高額療養費として支給されていますが、事前に市役所で手続きをすることで入院時の窓口での支払額を自己負担限度額までとすることが出来ます。

### 更新手続き

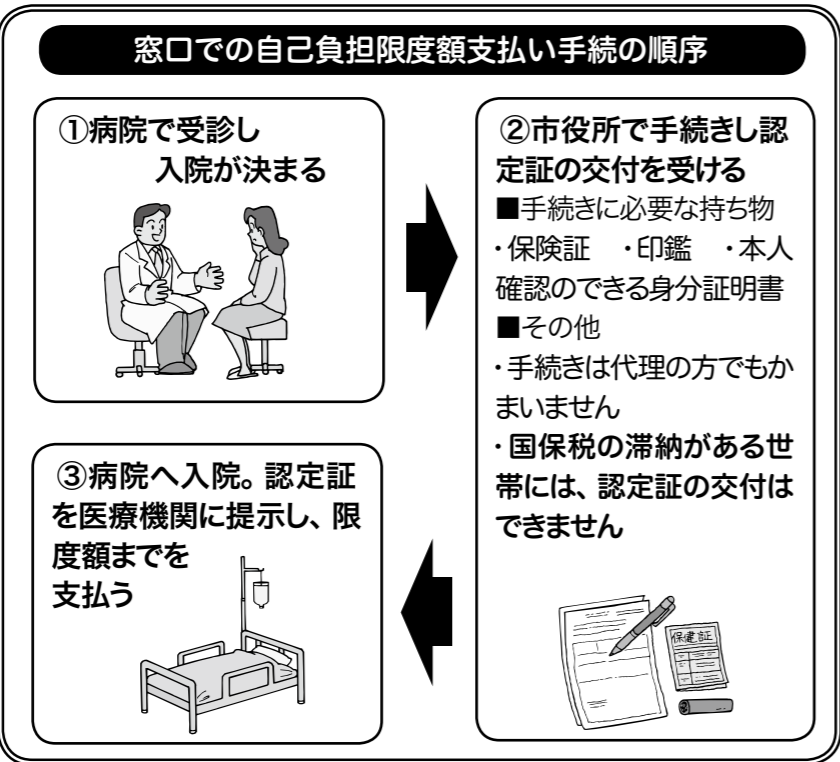
現在交付済みの「限度額適用認定証」は、有効期限が7月末までとなっています。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、忘れずに更新の手続きをお願いします。

### 更新手続きに必要なもの

- ①保険証 ②印鑑 ③交付されていた「認定証」 ④本人確認のできる身分証明書

**認定証の交付は随時可能  
入院前に手続きを**

この制度を利用するには、入院前に市役所の国保



窓口へ申請していただき、交付される「限度額適用認定証」と「保険証」を医療機関に提示する必要があります。

新たに「限度額適用認定証」が必要となった場合は、

**お問い合わせ・申請先**  
市民環境課国保年金係  
☎3111 内線154

あらかじめ手続きを済ませてください。

## 7月1日から制度が変更

### 障害者福祉サービスの利用者負担軽減について

平成20年7月1日から、障害者自立支援法の制度の変更に伴い、利用者負担が軽減されました。主な変更点は次のとおりです。

- ①非課税世帯の障害者の居宅・通所サービスにかかる負担上限額の軽減
- ②20歳未満の施設入所障害者の負担上限額の軽減
- ③障害福祉サービス、補装

詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

**お問い合わせ先**  
保健福祉課社会福祉係  
☎3111 内線189

## 人生節目の記念に桜を植えませんか

### 「いいやま記念の森」植樹祭参加者募集

結婚・出生・入学など、人生の節目に思いを込めて「いいやま記念の森」植樹祭に参加しませんか。

**期日** 10月26日(日)  
**植樹場所**  
千曲川木島堤防ヘリポートより約1キロ下流

**申し込みください。**  
**植栽位置** 都市計画課で責任抽選とします。  
**お問い合わせ**  
都市計画課住宅・公園景観係  
☎3111  
内線241、244

